

分野（領域）	専門基礎分野	科目名	関係法規		
単位（時間）	1（15時間）	開講時期	1年次	2年次	3年次
講師	外部講師				
科目目標	1. 人間が生活していく上で必要な法律や看護に必要な法令を学ぶ。 2. 人々の健康を守るためのサービス提供機関と従事者の役割・機能に関する基本的な法律を理解することができる。				
【講義内容】 第1章 法の概念 A. 法の概念 B. 衛生法 C. 厚生行政のしくみ 第2章 看護法 A. 保健師助産師看護師法 B. 看護師等の人材確保の促進に関する法律 第3章 医事法 A. 医療法 B. 医療関係資格法 C. 保健医療福祉資格法 D. 医療を支える法 第4章 保健衛生法 A. 共通保健法 B. 分野別保健法 C. 感染症に関する法 D. 食品に関する法 第5章 薬務法 A. 薬事一般に関する法律 B. 人などの組織を用いた医療関係法 C. 薬害被害者の救済など D. 麻薬・毒物など 第6章 環境衛生法 A. 営業 B. 環境整備 第7章 社会保険法 A. 費用保障 B. 年金 C. 手当 第8章 福祉法 A. 福祉の基盤 B. 児童分野 C. 高齢分野 D. 障害分野					
【テキスト／参考文献】 系統看護学講座 専門基礎分野 健康支援と社会保障制度[4] 看護関係法令 第1章～第9章					
【評価】 学科試験 筆記；100点をもって満点、60点をもって合格とし、60点未満を不合格とする					